

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律案新旧対照条文目次

一	商標法（昭和三十四年法律第二百二十七号）	（附則第四条関係）	1
二	登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）	（附則第五条関係）	2

○ 特定農林水産物等の名称の保護に関する法律案新旧対照条文
 ○ 商標法（昭和三十四年法律第二百二十七号）（附則第四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（商標権の効力が及ばない範囲） 第二十六条（略） 2（略） 3 商標権の効力は、次に掲げる行為には、及ばない。ただし、その行為が不正競争の目的でされない場合に限る。 一 特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成二十六年法律第 号。以下この項において「特定農林水産物等名称保護法」という。）第三条第一項の規定により商品又は商品の包装に特定農林水産物等名称保護法第二条第三項に規定する地理的表示（以下この項において「地理的表示」という。）を付する行為 二 特定農林水産物等名称保護法第三条第一項の規定により商品又は商品の包装に地理的表示を付したものを譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、又は輸入する行為 三 特定農林水産物等名称保護法第三条第一項の規定により商品に関する送り状に地理的表示を付して展示する行為	（商標権の効力が及ばない範囲） 第二十六条（略） 2（略） （新設）

○ 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（附則第五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案				現 行			
別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の三―第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条―第三十四条の五関係）				別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の三―第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条―第三十四条の五関係）			
登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項	課税標準	税率		登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項	課税標準	税率	
一〇八十七（略）	（略）	（略）		一〇八十七（略）	（略）	（略）	
八十七の二 登録生産者団体の登録又は変更の登録	登録件数	一件につき 九万円		（新設）	（新設）	（新設）	
特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成二十六年法律第 号）第六条（特定農林水産物等の登録）の登録生産者団体の登録又は同法第十五条第一項（生産者団体を追加する変更の登録）の変更の登録				（新設）			
八十八〇百六十（略）	（略）	（略）		八十八〇百六十（略）	（略）	（略）	